

町県民税の申告が必要なおもな方（令和5年1月1日現在朝日町に住所がある方が対象です）

- ①確定申告をする必要のない方で、事業所得（営業や農業など）、不動産所得や配当所得などの各種所得のあった方
- ②勤務先から朝日町へ「給与支払報告書」が提出されていない方（昨年中に退職された方、日雇いなどを含む）
- ③昨年中に所得がなかった方で、所得がない旨の証明書（非課税証明書など）の発行を必要とする方

申告に必要なもの	所得控除を受けるために必要なもの
<ol style="list-style-type: none"> ①源泉徴収票（原本）や収支内訳書など令和4年中の所得がわかるもの（源泉徴収票は勤務先や年金の支払先から発行されます） ※複数ヶ所で就労されている場合には、すべての源泉徴収票をお持ちください。合算されている場合は不要です。 ②申告者本人の口座がわかるもの（還付の申告をされる方） ③銀行印（新たに振替納税をされる方のみ） ④個人番号カード（または個人番号通知カード及び本人確認書類（運転免許証、パスポート、公的医療機関の被保険者証、身体障害者手帳などのうちいずれか1つ）） ⑤在留カード（外国人の方） 	<ol style="list-style-type: none"> ①国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料などの支払額がわかるもの（ただし、国民年金保険料などについては、その支払いをした旨を証する書類） ②生命保険料や地震保険料などの控除証明書 ③医療費控除の明細書（支払額が10万円以上または総所得金額等の5%を超える場合、医療費控除を受けることができます）、補填金額^{*1}のわかるもの ④配偶者や扶養親族の所得がわかる書類 ⑤身体障害者手帳など障害者控除を受けるための書類 ⑥総合課税で配当所得を申告する場合は、当町指定様式と配当通知書の原本も持参してください。 ⑦その他、上記以外のものを申告する場合は必要資料をお持ちください。

※1 補填金額とは、（1）生命保険契約や損害保険契約に基づき医療費の補填を目的として支払を受ける医療保険金や入院費給付金、傷害費用保険金など（2）社会保険や共済に関する法律やその他の法令の規則に基づき、医療費の支払の事由を給付原因として支給を受ける給付金（3）医療費の補填を目的として支払を受ける損害賠償金（4）任意の互助組織から医療費の補填を目的として支払を受ける給付金などのことを指します。

当町ウェブページへは下記のQRコードもしくはアドレスからご覧ください



<http://www2.town.asahi.mie.jp/www/contents/1606810244299/index.html>

問い合わせ先：税務課 TEL 377-5655

介護付き老人ホーム

エクセレントあさひ

ぜひ一度見学にお越し下さい！



★要介護1以上の方からご入居頂けます。
★中・重度の方や認知症の方、ご入居可能です。
★看取りについてもご相談ください。
★ご入居時、退院時送迎致します。

～「ゆ」っくり・「た」のしく・「か」そくのように豊かな生活がテーマです～



医療法人 福島会
すべての人に微笑みを
— 医療・介護を通して地域社会に貢献する —

376-2008 ふくしまだより 検索
日々の様子をブログにて公開中

三重郡朝日町小向2064-1

有料広告掲載欄